

第3回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年9月21日(木)午後1時53分
閉 会 令和5年9月21日(木)午後2時25分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

- 5番 市川 光 委員 6番 平 田 佳 子 委員
11番 市川 耕作 委員(会長)

3 出席委員

- 1番 糟 谷 嘉 孝 委員 2番 千金楽 千 詠 委員
3番 住 崎 岩 衛 委員 4番 菊 池 伸 明 委員
5番 市 川 光 委員 6番 平 田 佳 子 委員
7番 小 牧 直 子 委員
9番 堀 江 昭 夫 委員 10番 高 橋 規実代 委員
11番 市 川 耕 作 委員 12番 戸井田 昭 次 委員
13番 吉 野 英 治 委員 14番 高 木 一 郎 委員
15番 澤 井 正 委員 16番 朝 倉 直 樹 委員
17番 石 坂 成 雄 委員 18番 大 室 正 行 委員
19番 榎 本 重 雄 委員 20番 松 村 昌 治 委員

4 欠席委員

- 8番 土 屋 眞理子 委員

5 議 長

- 11番 市 川 耕 作 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 農地パトロールについて ……資料No. 2
 - (3) 8月度活動報告について ……資料No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和5年10月27日(金) 午後2時から
場 所 市役所おもや4階A401会議室
 - (5) その他

午後 1 時 5 3 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻前ですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今より第3回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8番、土屋委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は5番、市川光委員さん、6番、平田委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、2，247平方メートル。届出書が到達した日は令和5年8月28日、転用の目的は共同住宅及び賃貸用の専用住宅となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。

なお、当該地は道路への接道がないので進入路が必要となりますが、近々に当該地から〇〇〇〇〇への農地の転用届出を行うとのことです。

第2項、届出者は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇，〇〇の〇〇の合計2筆、199平方メートル。届出書が到達した日は令和5年9月4日、転用の目的は駐車場となっています。

4 ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、届出者は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇、〇〇の合計2筆、1,001平方メートル。届出書が到達した日は令和5年9月8日、転用の目的は隣接地と合せてトラック用駐車場となっています。

6 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項から第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、この3件について説明いたします。

まず、1 ページです。昨年生産緑地を解除いたしまして、2 ページの地図をご覧くださいと分かります通り、今まで田んぼだったんですが、そこに共同住宅2棟、並びに住宅を5棟建てるということで、届出が出ております。なお、別途出ると思いますが、ここに入るには狭い赤道しかなく、南側の道路から縦線が入っていると思いますが、隣接する田んぼを部分的に買い取って道路を作ると聞いております。問題ないかと思えます。

次に第2項です。3 ページ、4 ページになります。こちらも昨年相続がありまして、現地を見に行ったら、草がだいぶ生えていますが、ここに駐車場を設置すると聞いております。特に問題ありません。

続いて第3項、5 ページ、6 ページになります。今まで畑だったのですが、そこを専用の駐車場にするということで、ここは工事が少し始まっておりまして、問題ありません。以上になります。

1項から3項まで何かご意見等ありますでしょうか。

○委員（市川光委員） はい、第1項についてですが、ここは1筆ではなくて7筆ではありませんか。

○議長（市川委員） ここは7筆が合筆され今は1筆ですね。

○委員（市川光委員） 分かりました。ここは全体的に府中市の農地の中でも景観がよく、農業がそれなりに出来るかなり優良的な所で、府中市の西部地区の中でもここと、あとは四谷のサガミの方にある田んぼ、あとは南町の方にある田んぼ、そ

の辺りはやはり重点的にかなりいい農地だと思います。

今回のケースは法令上、本人が農業が出来なくなり、後継者も進んで農業をやる事が出来ないように見えます。そういう中で農地の真ん中が住宅地に開発されると景観的にもよくないし、作物の品質が悪くなるので、出来ればこういう所については農業委員会で少し検討していただいて、今回は仕方がないかと思いますが、今後こういう所が発生した場合の農地の保存の在り方を考えていただければと思います。

例えば、いま府中市は第四次振興計画を行っている所で、その中の農地の保全という中には、国だとか東京都の方と相談しながらいろいろとやりますとうたっていますが、府中市としてやはりこういう優良的な農地は残すという意味から、このような所が出てくると周りの人達や後継者もマインドが悪くなるし、農業をやりにくくなるのではないかと思います。

そういう中でやはり農地を残そうと、皆さん農業委員会のメンバーも先に案内した中身を見ると、農地の保全には力をいれていただいているようなので、是非こういうところについては、今は府中市全域が市街化区域なので、制度は無いのですが、今後東京都や国等と連携して中間管理事業の買取り制度みたいなものを作って、土地を買取っていただいて、それをやる気のある農業を行っている人達に耕作してもらうような施策を上申していただいたら良いと思うのですが。そういう案は今まであったのでしょうか。

○議長（市川委員） そういうものは特に無いですね。

○委員（市川光委員） もうこれだと、段々農業としてやる土地が無くなってしまっているのではないかと思います。

○議長（市川委員） こども元は生産緑地だったのですが、昨年買取申請が出まして、誰も買取る人がいなかったということで、市もちろん買取る予算も無い、あと今は棚上げになっていますが、東京都の田園居住地域の指定というものが昨年ちょっと話題になりました。この辺もかなりこの範囲に指定されていたのですが、あの制度そのものが今後そういう相続などで買取りが出た時に、市なり国が買取るような整備をしていかないと田園居住地域の指定というのは出来ないと思います。

○委員（市川光委員） そうですよ、用途地域を田園居住地域にした場合は、今度はもう大きな開発が出来なくなるし、耕作する人がいなければ農地を維持できなくなるような形になってしまうと思います。

○議長（市川委員） そういった意味では、こういった田畑を残そうという都や国の言葉は絵に描いた餅になるかもしれません。

○委員（市川光委員） そう言葉ではきれいになってはいるのですが、実際面では開発されると当該地の北側では、日照時間が少なくなるし、風通しも悪くなるので、かなり影響を受けると思われます。こういうところは、本当に農地を残そうという強い意志がないとなかなか残せなくなるし先が厳しいと思います。今後こういうことがあった場合は、皆さんと一緒に検討をしていただいて、是非農地を残せるように東京都農業会議などに働きかけていただければと思います。

○議長（市川委員） 今は生産緑地でも貸借が出来ますからね。

○委員（市川光委員） 今の建築基準法の中で見ると建ぺい率とかは木造なので、今回は知っている限り、計算すると問題ないので、仕方がないのかなと思っていますが、最終的には図面を見てみないと何とも言えません。当初は鉄筋コンクリートという話も聞いていたのですが、木造のようですし、一種低層地域だからそんなには建たないと思うので机上では安心してはいますが、いずれにせよ景観や風通しも悪くなるので、環境的には厳しくなるのではないかと思います。以上です。

○議長（市川委員） ありがとうございます。他にご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は江東区東砂〇の〇の〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、本宿町〇の〇の〇〇、232平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年8月15日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は小牧委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は国立市西〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇〇の〇〇、140平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年8月21日、転用の目的は専用住宅となっています。

10ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は栄町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、栄町〇の〇〇の〇〇、173平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和4年8月30日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

12ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計6筆、941.03平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年9月4日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は第1号議題、第2項と同じく市川会長さんをお願いしています。

第5項、譲受人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇〇、〇〇の合計2筆、165平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年9月5日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

第6項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、1,252平方メートルで所有権の

移転です。届出書が到達した日は令和5年9月8日、転用の目的は建売住宅10棟となっています。

18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は小牧委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします

○議長（市川委員） はい、第1項、小牧委員さん如何でしょうか。

○委員（小牧委員） はい、8ページをご覧ください。私の住んでいる近くの地域です。現地の確認に行ったところ土地の道路がなく、隣の家が庭続きになっておりちょっと見にくいのですが、奥の方に家が建つという土地でした。木が伐採しており、下草も刈り取られていました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第2項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、資料の9ページ、10ページになります。ここは道も4m未満で2項道路になるかと思いますが、敷地的には14.9m位、奥行きが10m位なので概ね140㎡になるのではないかと思います。周りの四隅から2m位には雑草が生えていましたが、これは家を建てるには支障がない程度だと思います。容積率は一種低層地域なので79.26%、建ぺい率は計算上39.99%になっておりますので、用途地域の図面から見ると建ぺい率、容積率はこの面積の中では支障はないと思いますので、特に問題はありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第3項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、9月12日に現地確認に行つて来ました。11ページ

です。まだ見た感じは工事が始まっていません。だいたい膝くらいまで草が生えていました。だいぶ経つので、いまはもうだいぶ大きくなっていると思いますが、工事が始まれば草も刈ってくれると思うので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第4項は私です。13ページ並びに14ページをご覧ください。先ほど第1号議題で出ました、駐車場の横の続きの敷地です。昨年相続が発生して、ここは売却という形になったそうです。16日に現地を見に行きましたが、草が膝くらいまで生えていました。売却で建売住宅6棟が建つということで、致し方ないかと思えます。特に問題ありません。

続きまして、第5項、平田委員さん如何でしょうか。

○委員（平田委員） はい、9月19日に現地確認に行つて来ました。16ページの案内図にありますように途中道が切れていまして、手前の道路からは入れず奥の方からぐるりと道を辿りながら入つて行きました。もう基礎工事が始まっていて、ブロックで2件分の区分けがしてありました。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第6項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、9月16日に現地を確認に行つて参りました。現場は5～6cmの雑草が一面に繁茂しておりました。また、開発計画のお知らせの立て看板がありまして、9月1日着工、11月30日完了予定とありましたが、不思議なのは6月13日にその看板が設置されており、届出書が委員会に届いたのが9月8日でなんでこんなに間があいているのかと不思議に思いました。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。

第1項から6項について、ほかに何かありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇。特例適用農地は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の合計7筆、田、畑、原野、山林を合わせて2, 238平方メートル。

20から22ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、23、24ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、9月13日に現地の確認をいたしました。圃場が3か所あるのですが、23ページの上の方につきましては、パイプハウスが4棟ありまして、切り花とアスパラガスが栽培されておりました。また、ぶどうの雨よけ栽培、ブルーベリー、野菜畑等があり、適切に管理されておりました。また、23ページの下の方については、いちょうの木が植わっておりまして、これは銀杏を採るための栽培だとのことでした。24ページにつきましては、パイプハウス1棟で、夏野菜その他全般的に野菜を作っておりました。作付けも概ね良好で問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、南町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、田、645平方メートル。

26、27ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を確認したところ、トラクターがしっかりかけられていて、特に今栽培はされていませんでしたが、雑草もなくしっかり管理されていました。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年8月4日から令和5年8月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇〇の合計4筆、畑、1,268.16平方メートル。

第2項、次の者が令和2年9月1日から令和5年9月3日まで、引き続き農業

経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、〇、〇、〇〇の合計4筆、畑、1, 012.08平方メートル。

30ページに移りまして、第3項、(1)次の者が令和2年10月6日から令和3年12月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇、畑、1, 309平方メートル。

(2)次の者が令和4年1月1日から令和5年9月7日まで、引き続き認定都市農地貸付けを行っていることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇、畑、1, 309平方メートル。

31、32ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

34、35ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

36ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

37から41ページは〇〇氏から提出された2件の証明願、農業経営に関する明細書、特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書となっています。

なお、本件については当該農地を以前よりマインズ農協が借りていましたが、令和4年1月より都市農地の貸借の円滑化に関する法律による認定都市農地貸付けとなりましたので、令和2年10月から令和3年12月までの分と令和4年1月から令和5年9月までの分の証明となります。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

なお第3項につきましては、同じ当該地を途中から認定貸し付けにしていまして、証明書が2枚になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（市川委員） はい、第1項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、31ページから33ページになります。9月14日に現地確認に行きまして、状況といたしまして、まず夏野菜等を植えられて、収穫された後の場所では今植え付けの準備をされておりましたので、農地としてしっかり適切に管理されており、問題はありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第2項、石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、資料は36ページになります。当該地は先日見に行きました。とてもきれいに管理されていて、普段から夏は夏、冬は冬の野菜が作付けられていて、自家消費だけでは使いきれないものを畑の脇で直売を始めて、近所の方々に非常に喜ばれているいい畑です。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第3項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地確認を9月18日に行いました。柵が今まで古かったのですが新しいものに交換されていて、中で約8割が大根を栽培されていて、その他をブロッコリーが植え付けられていて、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第3項について、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1、「生産緑地地区の制限解除について」ですが、資料1番に買取申出が今年の6月、ナンバー336と337、この2件が生産緑地解除という形になります。本件につきまして何かありますでしょうか。（…）

なければ、（2）資料ナンバー2「農地パトロールについて」ですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、お手元に農地パトロールについて資料をお配りしてありますが、昨年もお協力いただいているもので、2枚目の「農地パトロール要領」に沿って調査を進めていただきたいと思います。今年は24か所調査箇所がございます。

グループ分けにつきましては、ご住所やご経験などを考慮して決めさせていただきました。

また調査対象地の関係で、調査地が多いグループ、逆に少ないグループが出てしまいましたが、申し訳ございませんがご了承いただきたいと思います。

それと、本日いらしていない委員さんの分につきましては、郵送にてお届けいたしておりますので、グループ内で連絡を取り合い進めていただきたいと思います。

グループ内での調査が終了し、一番右の欄「農業委員会調査結果」欄の記入が出来ましたら、グループで1部を事務局へ10月31日、火曜日までに提出してください。締切日までに10月の総会が開催される予定ですので、開催日にお持ちいただいても結構です。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査にあたり委員さん同士で連絡を取り合うこともあるかと思っておりますので、携帯番号の入った名簿をお配りいたします。個人情報になりますので、管理には十分ご注意ください。以上です。

○議長（市川委員） はい、農地パトロールについて説明が終わりました。何かご質問等ございますか。（…）

それでは、提出日が10月31日となっておりますが、次回総会日が10月27日なので、その時にお持ちいただければと思います。

皆さまの方から、他に何かご質問等ございますか。（…）

次に、（3）資料ナンバー3の「9月度活動報告について」ですが、何かありますか。（…）

次に、（4）の「次回の総会開催日」ですが、今回は10月27日、金曜日、午後2時からおもや4階A401会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に、（5）のその他ですが、委員さんからありますか。

なければ、事務局から何かありますか。（…）

○事務局（原口事務職員） はい、もう一点ございまして、お手元にお配りした「親睦会費納入のお願いについて」です。全国農業新聞購読料などの支払いがあり

ますので、10月の総会で集金させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、農地パトロールなどで活動記録カードが足りなくなりそうな方がいらっしゃったら、おっしゃっていただければお渡しします。以上になります。

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第3回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時25分閉会